

令和5年11月30日
気象庁

「予報業務の許可等に関する審査基準及び処分基準」の一部改正及び「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」の新設に関する意見募集に対する提出意見

○提出意見1

本案は審査基準及び処分基準であるがゆえに行政手続法に基づく意見募集手続を行っているようだが、そうであるなら「根拠法令条項」として行政手続法第5条第1項及び第12条第1項を合わせて示すこととなる。これらが示されていない本意見募集は行政手続法に基づく適式な手続とは認められず、改めて意見募集を行う必要がある。

○提出意見2

特定予報業務を利用する場合に詳細な説明を受ける必要があるということだが、説明を受けられる機会を自由に選択できるように、ビデオ視聴であったり、理解度に対するチェックがネット上で可能な仕組みでも良いのではないだろうか。
また、特定予報業務を利用する者とは法人の場合はその代表者を示していると理解している。もし、そうではなく法人に属しているが対象はあくまでも説明を受けた個人ということであれば、情報利用に対して大きな足かせとなり現実的ではない。

○提出意見3

拝啓

このたびは貴重な意見募集の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。ご提示の基準改正・新設へ深い関心を寄せており、以下の記述について考えを述べさせていただきます。

2 観測の施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機器の種類を示すこと。

...

(5) 気象業務法第9条第2項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。

高潮や洪水予報において、公共機関や民間事業者が設置した潮位計・水位計・流量計、ほかダム放流量等を予報に活用する事例が考えられます。特に高潮や洪水予報においては特定の潮位計や水位計を対象に予測するケースが考えられますが、予報地点が増える度にこれら観測機器を貴庁に報告するのは冗長と考えます。また予報に活用する観測機

器の詳細を機器設置者に個別に問い合わせるのは困難と考えられます。例えば「河川情報センター提供の水位データを利用」など、地点単位ではなく観測情報の提供元を申請するなど、ご配慮いただけますと幸甚です。審査基準内に盛り込む必要はございませんが、実際に予報業務を行う際にはどういった際に申請が必要か具体例をご教示いただけますと大変分かりやすいかと存じます。

敬具

○提出意見 4

1、特定予報業務に課す事前説明について、相互の状態を認識できる環境下（オンライン含む）で実施すること

→ビデオ視聴やチェック項目の組み合わせで、ネット上で完結する仕組みでも、同等に機能するのではないのでしょうか。

2、特定予報業務に課す事前説明について、代表者のみならず利用者全てを対象とすること

→非現実的な運用のように思います。「利用者全てを対象」という部分が、運用上の大きな足枷となり、情報普及の障害となるのではないのでしょうか。

3、高潮の事前説明内容項目について

→現行の内容と比較すると、新規追加項目が多く、規制強化となっているのではと考えます。

4、新設する洪水と土砂災害の予報業務については、「特定予報業務」とする。

→洪水や土砂も緊急地震速報に準じ、社会に浸透した段階で特定予報業務から外してはどうでしょうか。

防災情報の利活用が将来的に市民レベルまで普及し、自助共助の礎になることを期待します。